

## 新旧対照表

現 行	改 正	内 容
大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A	
Q 1 (略)	Q 1 (略)	
Q 2 情報共有システムを活用するメリットはありますか？ A 2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。ただし、大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用 <del>試行</del> 要領(以下「 <del>試行</del> 要領」)第9条に記載している工事帳票については、従来通りの紙媒体での提出となります。	Q 2 情報共有システムを活用するメリットはありますか？ A 2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。ただし、大分市上下水道局建設工事の情報共有システム活用要領(以下「要領」)第9条に記載している工事帳票については、従来通りの紙媒体での提出となります。	(削除)
Q 3 情報共有システム提供者とは？ A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)に掲載されている事業者のことで、 ※1 国土交通省 HP ( <a href="http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/">http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/</a> ) ※2 国土交通省 HP ( <a href="http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/">http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/</a> )	Q 3 情報共有システム提供者とは？ A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2) <del>(※3)</del> に掲載されている事業者のことで、 ※1 国土交通省 HP ( <a href="https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/">https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/</a> ) ※2 国土交通省 HP ( <a href="https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/">https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/</a> ) <del>※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表(営繕工事編) (<a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html</a>)</del>	(変更)  (修正) (修正) (追加)
Q 4 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システム提供者でもいいですか？ A 4 <del>試行</del> 要領第5条1項を満たす情報共有システム提供者(以下「情報共有システム提供者」)を選定してください。	Q 4 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システム提供者でもいいですか？ A 4 要領第5条1項を満たす情報共有システム提供者(以下「情報共有システム提供者」)を選定してください。	(削除)
Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？ A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うこととなります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、 <del>共通仮設費(技術管理費)率分に含まれていますが、一部、率分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、費用の積み上げ計上は行わないものとします。</del>	Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？ A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うこととなります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、 <del>土木工事(予定価格130万円を超える工事(一部歩掛りを除く))については、共通仮設費(技術管理費)率分に含んでいます。営繕工事(プラント設備除く)のうち、予定価格130万円以上かつ発注者の指定する工事については、共通仮設費に積み上げて計上しています。</del>	(変更)
Q 6 (略)	Q 6 (略)	

<p>Q 7 情報共有システムの利用期間は？</p> <p>A 7 受発注者間で利用できる期間は、<del>施工計画書提出時以降から、</del>原則工事完了日(完成通知日)までとします。</p> <p>また、施工計画書提出時に実施の有無を決定することから、施工計画書提出前の工事帳票等は紙媒体での提出となりますので、情報共有システムの効果発現のためにも、早期に施工計画書を提出するよう心掛けて下さい。</p> <p>なお、施工計画書の提出については、対面での協議が必要と考えられますので、紙媒体での提出としております。</p> <p>Q 8 (略)</p> <p>Q 9 (略)</p>	<p>Q 7 情報共有システムの利用期間は？</p> <p>A 7 受発注者間で利用できる期間は、<b>協議が整い、実施の有無が決定した後から、</b>原則工事完了日(完成通知日)までとします。</p> <p>Q 8 (略)</p> <p>Q 9 (略)</p> <p><b>Q 10 建築工事でも情報共有システムを利用することは、可能でしょうか？</b></p> <p><b>A 10 情報共有システムを利用することは可能です。</b></p> <p><b>なお、対象工事ではない営繕工事(プラント設備含む)では、共通仮設費に情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)が含まれていないため、利用する場合の費用については受注者負担となります。(情報共有システムを利用することによる契約変更は行わない。)</b></p>	<p>(変更)</p>
<p><del>Q 10 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？</del></p> <p><del>A 10 「大分市上下水道局電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、<del>施工計画書提出時に</del>電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。<del>なお、建築・機械・電気工事については、「大分市上下水道局電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」の適用除外となっております。</del></del></p> <p><del>Q 11 重要事項の指示・承諾・協議案件等は、紙媒体での提出となっておりますが、重要事項とはどのようなものですか？</del></p> <p><del>A 11 基本的には、システム上の協議等で受発注者間の意思疎通が図られない事項など、協議後等にトラブルの発生が考えられるものです。想定されるものとしては、設計(契約)変更、地域住民への対応、関係機関との協議、工事現場での事故、その他不測の事態などありますが、重要事項の判断はあくまでも受発注者間の協議で判断をお願いします。</del></p>	<p>Q 11 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？</p> <p>A 11 「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>

Q 1 2 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？

A 1 2 ~~試行~~要領第5条1項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。

Q 1 3 (略)

Q 1 4 (略)

Q 1 2 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？

A 1 2 要領第5条1項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。

Q 1 3 (略)

Q 1 4 (略)

(削除)